

カマ之ヲ事ブコト深キニ從テ其進ノ難キヲ知リ之
 ナ知リテ急コレヲ勉メ速ニ結集ノ人ヲムルヲアツ
 又或ハ本ノ學ヲ上達セザル者ハ自省メテ自ラヲ棄テ
 學ヲ修メテ其ノ業ヲ成ルニ至ラズニテモ其ノ業ヲ必
 ズ修メテ其ノ業ヲ成ルニ至ラズニテモ其ノ業ヲ必
 生業法ハ怪我ノ本ナリト云ヘリ今ノ政談學々々
 兵法ヲ廢止セシメテ其俗世界ノ風潮コレヲ廢ス
 ルハ人爲ノ及フ所ニ非ズ然ハ則チ怪我ヲ少ナクスル
 ノ法ハ生兵法ヲシテ其進セシムルノ一策アルノミ

雜報

○節減法奏上 先般陸海軍擴張を仰出されし付各
 省の中既二三省の其定額金を減少せらるゝの見込
 書此處長官より内閣へ上申ありしが猶又三條相
 國の其定額法の仕譯書等を添へて 聖上の御手許
 へ呈せられし或承りたり

○岩倉右府 前職へ罷せし如く岩倉右府の熱海温泉
 上り一昨日歸京せられしが猶久く處に依れば同君
 には昨日五週間の休暇を賜せられ右御開届の
 上の近々病氣療養の爲め西京表へ赴じらるゝよし或
 ひはいふ播州有馬温泉へ入浴せらるゝならんと

○山田内務卿 山田内務卿の来る四月頃迄、木曾
 の岡川堤防改築工事巡視として京坂兩府及愛知、岐
 の兩縣下へ出張せらるゝよし

○片岡内務卿 片岡内務卿の病氣療養の爲め昨
 日東京出立後熱海温泉へ入浴に赴じられたり

○中津藩少佐 同君の昨日中佐の昇進せられ
 日暮學校事務副理を命ぜられり

○品川農商務大輔の勲三等勲章を賜され侍
 従片岡利和君には勲五等勲章を賜され侍

○賞狀下賜 華族從五位高倉永則君は五十九名の
 義勇隊員爲征討の際軍團へ播其他の物品を寄附せし
 お付昨自來政官より賞狀を賜はりたり

尙聞く所によれば各省より依願によつて開製され
 諸品の罰鍰場檢査印紙七万七千枚警備用印紙百九十
 五万枚原簿免許証五千枚補給化紙三十二万九千六
 十枚書換用紙スツツア打込共七百廿枚封皮同賦八百
 卅枚菊御紋スツツア二箇府縣聯合共進會賞狀四千七
 十九枚共進會賞狀千枚其他數品ありといふ

○犯罪取扱必得増補 一昨明治十四年十二月中警視
 廳逮捕罪取扱必得第二十二條中檢察官は意見を要せ
 ずの下(若し拘留狀収監狀を取消す時は書式に依り
 言渡を爲すへし但し収監狀を取消しに際し第二局長
 の意見を聽くべし)の五十字を加へ又第二十四條中
 拘留狀以下(収監狀)は三字を加へ又拘留取監二狀の
 取消を言渡す時は何年何月何日拘留狀取監狀を發し
 置候處被告事件の禁錮以上の刑に罹る可き者非ら
 すと思料するを以て拘留狀収監狀を取消者も何警察
 署警察正副使某と書する條を増補ありし

○參事院裁定 滋賀縣令と同縣會との間より起りし會
 議諸費不足補充の件に付法律の見解を與へし參事院
 の審理を仰じし件は左の通裁定となり縣令の具申立
 たざる事ありぬ

滋賀縣令 籠手田 安定
 滋賀縣會議長 川島 宇一郎
 右縣令ト縣會トの間ニ於テ會議諸費不足補充ノ事件
 ニ付法律ノ見解ヲ與ヘシ府縣會議規則第九條ニ依リ裁
 定ヲ仰クノ要願左ノ如シ

縣會ノ具狀
 明治十五年十一月二十七日臨時縣會ニ於テ第六號
 明治十四年度會議諸費不足補充議案ヲ受テ之ヲ審
 議セタルニ於テ十四年度會議諸費不足一四年年度通常
 縣會ノ延期ヨリ生シタル費額ニシテ今之ヲ會議ニ
 付スルモ其金額ヲ増減スルコト能ハサルモノナレ
 ハ此ハ決算報告ニ受ルモ十五年度ノ臨時縣會ニ於
 テ之ヲ議スルノ要ナラザルニ付シテ臨時縣會ニ全廢
 ヲテ然ルニ縣會ハ其決議ヲ認可セス之ヲ再議ニ
 付シタルニ於テ縣會ハ法律ノ據ルヘキナキニ若シ
 之ヲ縣令代理ニ質シタルニ縣令代理ハ本案ノ不足
 金額ハ假ニ支出シタルモ決算ト稱做ヘキモノニ
 アラス豫算ノ徵收方法ヲ議スルノ部内ニ於テ豫備
 費ヨリ支辨スヘキカ又ハ別途徵收スヘキカヲ議ス
 ルノ問題ナレハ府縣會議規則第一條ニ依テ之ヲ議ス
 ヘント辨明シテ此ノ如ク十四年度中既ニ支出シ
 タル會議諸費ノ不足補充議案ヲ十四年度ノ臨時縣
 會ニ付シテ徵算ノ徵收方法ヲ議スルノ部内ナラトノ
 見解ヲ以テアスルトキハ縣會ハ單ニ議案ノ可否ヲ論
 議スルニ止マリ之ヲ議定スルノ權ナキモノ、如シ
 持地ノ權利則第四條ニ依テ議定シタル一四年年度
 臨時縣會ノ支辨ニ際シ縣令ハ於テ恣ニ其決議ヲ
 過スヘカフナルモノナレハ十四年度通常縣會臨時
 ノ故ヲ以テ會議諸費ノ定額ニ不足を生ズルハ

會ニ決算ノ報告ヲ爲サハル
 縣令代理ノ辨明ハ奉職附會
 縣會議規則第一條ハ此ノ如キ
 議案ニ付テ云フニ府縣會議
 辨明ヘキ經費ノ豫算及ヒ其
 リ及ヒ其トハ上下ヲ連絡シ
 經費ノ豫算ト其豫算ノ徵收
 ナ有スルニ止マリ實費不足
 ナ有セズ故ニ十四年度ニ於
 テ會議定シタル會議諸費ノ
 百八十一圓四十三錢四厘ヲ
 出シ其不足補充ノ議案ヲ十
 府縣會議規則第一條ニ依テ
 法律ノ見解ヲ誤リタルモノ
 ○陸軍軍報 陸軍各鎮台あて
 加せらるゝに付臺下諸隊の警
 るゝといふ○陸軍教導團本年
 されバ其出願人數も少なく爲
 達せられしヲ猶まか目下の警
 召募生徒の満員ハ相成り
 の時日等を其筋に於て協議セ
 軍少將の来る三月四日越中
 導團大砲大射會の審査長を
 ○櫻井注文 前號に記載せし
 評議を相成り居りし櫻井注文
 キルヒ一造船所へ此程注文サ
 ○大坂府の警察 近頃高知縣
 大坂府下ニ滞在して居るお付
 此人々の舉動を探得せられ
 撰めて極秘密ニ探偵方を命ぜ
 同府にて近日獲近の各府縣
 察會議を開くかるといふ

○北海道警察署 北海道三縣
 不便利の地を設置して家
 のなりし今同便利の地を設
 令より此程其筋へ上申あり

○明治十五年海國々狀一研の
 六月初旬法軍安南ノ海内ヲ陷
 國ノ南端而シテ河内ニ湖ヲ築
 ルヲ以テ若シ一折佛ヲ入ラバ
 ノ手ニ歸セサルヲ得て是ニ於
 國ノ屬國ナリト揚言シ海内ヨ
 ヲヨリ年去佛人ハ安南ヲ以テ
 元ヨリ時々理屈モナキ虚言ニ
 佛國ノ本國ハ勿論其屬國
 南ノ在ニ出ツル者ナレト一國
 北京在留佛國公使ト清廷ト
 シテ傳言スレバ佛國タルハ
 清國ハ到底其目的ヲ達シ得
 不レバ一太事ナリト直線